## 議案第46号

さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成22年2月9日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(時間外勤務手当)

第19条 [略]

- 2 [略]
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下<u>この条</u>において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60

改正前

(時間外勤務手当)

第19条 [略]

- 2 [略]
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあっては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第10条の2第1項に規定する時 間外勤務代休時間を指定された場合において、当 該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったと きは、前項に規定する60時間を超えて勤務した 全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代 えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対し て、当該時間1時間につき、第23条に規定する 勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外 にした勤務に係る時間にあっては100分の15 0(その時間が午後10時から翌日の午前5時ま での間である場合は、100分の175)から第 1項に規定する規則で定める割合(その時間が午 後10時から翌日の午前5時までの間である場合 は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間 を超えてした勤務に係る時間にあっては100分 の50から第3項に規定する規則で定める割合を 減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を 時間外勤務手当として支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの 間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用 がある場合における当該時間に対する前項の規定 の適用については、同項中「第1項に規定する規 則で定める割合」とあるのは、「100分の10 0」とする。

## (宿日直手当)

第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その 勤務1回につき、8,000円(入院患者の病状 の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿 日直勤務にあっては、4万円)を超えない範囲内 において規則で定める額を宿日直手当として支給 する。

## (宿日直手当)

第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その 勤務1回につき、4,200円(入院患者の病状 の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿 日直勤務にあっては4万円、規則で定めるその他 の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあって は5,600円)を超えない範囲内において規則 で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、 執務が行われる時間が執務が通常行われる日の2 分の1に相当する時間である日で規則で定めるも のに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあ っては、その額は、6,300円(入院患者の病 状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の

宿直勤務にあっては3万円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては8,400円)を超えない範囲内において規則で定める額とする。

[略]

2 [略]

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。